

# 民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

## ダブル選挙で「維新政治」に終止符を打ち、

### 庶民のまち・大阪にふさわしい府政、大阪市政を

大阪市長選挙では、自民党市会議員団前幹事長の柳本顕氏が無所属で出馬することを決めました。柳本氏は「住民投票」において、「大阪市をつぶすな」という共同の一翼を担い、論戦でも先頭に立ちました。市長選出馬にあたり、「維新」が再び「大阪都」をかかげることをきびしく批判し、「まっとうな市政をとりもどす」こと、そのために他党派とも連携して臨む政治姿勢を明らかにしています。日本共産党は柳本氏を自主的な立場で支持し、「住民投票」以上の共同の輪を広げて必ず勝利し、「橋下・維新市政」に終止符を打つために総力をあげます。(10月5日 日本共産党大阪府委員会アピールから)

### 大阪革新懇 戦争法廃止の国民連合政府実現、ダブル戦勝利へ

## 国民連合政府 野党は共闘

大阪革新懇は10日、戦争法廃止の国民連合政府実現と知事・大阪市長ダブル選(11月22日投票)で維新政治に終止符をうつ、新しい府民運動の展開を呼びかける世話人会を開きました。代表世話人3人の特別発言、13人からの発言を受け、アピール「大同団結して戦争法廃止の『国民連合政府』実現をめざす新しい府民運動をよびかけます」を採択しました。

### 「オール大阪」・庶民の共同でダブル選挙に勝利し、

### 「維新政治」に終止符を打とう(明るい民主大阪府政をつくる会)

明るい会は15日、「緊急 地域・団体代表者会議」を開催、11月22日投票の府知事選に「維新政治ノー」「まともな府政を築く」という一点で、栗原貴子氏を自主的に支援して、勝利のために総力をあげることを決定しました。栗原貴子氏は出馬にあたり、「あたりまえのことができていなかった大阪府政を何とかするために、大阪維新の会の政治を終わらせる必要がある」「大阪維新の会は派手なことばかりで、府民の目線に立っていない。高齢者や子ども一人一人に心を配り、府民に寄り添える政治を目指したい」とのべています。明るい会は、縁の下の役割をしっかりと果たそうと参加者に決起を呼びかけました。

#### 八尾市人権政策課との懇談会

- ・10月28日(水)午後2時
- ・場所 八尾市役所会議室
- ・内容 八尾市の人権・同和行政について

#### 八尾市の「人権・同和行政」を考える(学習会)

- ・11月12日(木)午後7時
- ・場所 プリズムホール4階研修室
- ・お話 ①谷口 正暁(民権連委員長)  
②八尾同和行政弁護団

民権連は10月9日、大阪府に15年度要求書を提出しました。

2015年10月9日

大阪府知事 松井 一郎様

民主主義と人権を守る府民連合  
委員長 谷口 正暁

### 同和行政の完全終結と府民施策の充実を求める要求書

- 1、憲法を守り府民の人権を尊重する府政の推進にあたられること。
- 2、「同和行政」の終結宣言をおこなうこと。
- 3、「法令に基づく事業の『対象地域』としてのいわゆる『同和地区』は、法が失効すれば消滅するものと考えている」（98年度 大阪府）の立場を厳守し、「同和地区」「同和地区住民」は存在しないことを府内自治体に徹底すること。また、今日もなお「同和地区」が存在するかのような一部の主張に対しては与しないこと。
- 4、「同和地区」が厳然と存在するかのよう規定する「大阪府部落差別事象に係る調査の規制に関する条例」をはじめ、「同和地区」の存在を前提とした条例、基本方針、推進計画、推進プランなどすべて廃止すること。
- 5、『『同和地区』に対する問い合わせ事象への対応について』（対応マニュアル）を廃止すること。東大阪市等で起きた「怪文書」問題での対応について大阪府としての基本的な立場を明らかにすること。
- 6、「人権問題に関する府民意識調査」をやめること。
- 7、部落問題に関わる「教育・啓発」をやめ、府民の自主的な学習（活動）に委ねること。
- 8、大阪府人権協会、各市町村人権協会を廃止すること。人権協会への事業委託、補助金を廃止すること。
- 9、大阪府同和问题解決推進審議会を廃止すること。
- 10、隣保館内の解同事務所をすべて退去させること。
- 11、特定の地域に偏った市営住宅の現状を抜本的に見直し、全市的にバランスのとれた配置をおこなうよう指導すること。
- 12、市営住宅の更新については、建て替えありきではなく、リニューアルなど多様な形で対応すること。
- 13、市営住宅の入居者募集は公募を徹底すること。
- 14、公営住宅の建設を増やし、暮らしが成り立つ安い家賃にすること。
- 15、若い世代も入居できるよう、入居収入基準を緩和すること。
- 16、人間の居住にふさわしい広さ、設備の住宅にすること。
- 17、「入居継承の厳格化」「入居条件への資産調査」「居住ミスマッチ解消」による追い出しをしないこと。

